

## 一般社団法人 HRC plus 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 8月 1日～ 令和6年 7月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1： 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年 8月～ 法に基づく諸制度の周知
- 令和4年 8月～ 育休復帰後の時短などの相談窓口の設置

目標2： 職員のライフスタイルに合わせた有給休暇を取得しやすい環境を整える

<対策>

- 3年 9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 4年 6月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始